

移動等円滑化取組計画書

2023年6月28日

住 所 千葉県山武市津辺47

事業者名 ちばフラワーバス株式会社  
代表者名（役職名及び氏名）代表取締役 藤崎 英男

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 現状の課題

当社が保有する乗合バス車両について、2022年度末時点のノンステップバス導入率は60%となっております。

2023年度は、コロナ感染症が5類に移行し収入回復が見込めますが、回復が鈍化しており、引き続き設備投資等の削減を余儀なくされております。

また、高速バス車両においては、コスト面・運用面から、バリアフリー化した車両の導入が困難な状況にある。

(2) 今後の対応方針

- ・上記の現状を踏まえ、引き続きノンステップバスの導入率100%を目指します。
- ・全従業員が高齢者、障がい者への理解度を深めるため、実務訓練及び情報共有を図ります
- ・道路整備等、バリアフリー化に向けた協議を自治体と推進してまいります。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバス	・2023年度はノンステップバス8両導入予定であるものの収支の改善状況次第とした。

- ② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗降のための教育	乗務員に対し、車椅子のお客様の乗降介助、車種ごとのスロープ板や車椅子固定具の使用方法について定期的に教育を行っていく。

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
教育訓練の実施	・今年度も乗車方法についてウェブサイトなどを通じて継続的に周知を図り、乗務員の実務訓練を実施し、乗降時の支援を行う。

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバス 走行状況の案内	・利用者より走行状況の照会があった際は、速やかにご案内できる教育を継続的に実施する。

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
定期的な乗務員への教育	・全乗務員を対象とし、乗客の安全確保するために留意すべき事項について教育を行う。また、併せてベビーカーの利用に対して、固定具の使用方法について教育を行っていく。

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
バス車内での優先席、車椅子スペースの周知	バス車内において、優先席や車椅子のお客様が乗車された際に使用されるスペースについて周知するための掲示を行い、その他のお客様にも移動の円滑化に対する配慮を求めていく。

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

窓口又は電話にて寄せられるお客様の声を社内共有を図り、取組の改善に活用する

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

Ⅴ 計画書の公表方法

ホームページに掲載

Ⅵ その他計画に関連する事項

注1 Ⅳには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Ⅴには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 Ⅵには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。